

北海道公報

規 則 目 次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則の一部を改正する規則 (公園下水道課) 一五

告 示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施 (情報政策課) 一六

○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その二) (保健福祉部総務課) 一七

○結核予防法による医療担当機関の指定 (保健予防課) 一八

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一八

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一九

○土地改良事業計画の変更の認可 (土地改良指導課) 一九

○道営土地改良事業変更計画の決定 (治山課) 一九

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一九

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一九

○公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 二〇

○公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 二〇

○土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市環境課) 二〇

○都市計画法第六十六条の規定による都市計画法事業の施行(二件) (都市環境課) 二〇

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 二二

公 表

○知事表彰の受賞者 (人事課) 二二

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件) 二三

支庁公告

○除排雪業務の事業概要調査の実施 二三

道札幌土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件) 二五

道旭川土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 二六

道公安委員会告示

○警備業法の規定に基づく講習の実施 二六

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示 二七

公布された規則のあらまし

北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則の一部を改正する規則(規則第九十八号)

一 趣旨

北海道立真駒内公園屋外競技場のフットサルコートは、コート及びゴールに係る使用料の額を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

使用料の額を、フットサルコートについては一面一時間につき、八六〇円、フットサルコートについては一日一回一組につき三七〇円とすることとした。

三 施行期日

この規則は、平成十三年九月八日から施行することとした。

規 則

北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月七日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十八号

北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則の一部を改正する規則

北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則(昭和五十年北海道規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中

一 コートを使用する場合

テニスコート

一面一時間につき

九三〇円

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって、最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 229

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1518号
北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
平成13年9月7日
北海道知事 堀 達 也

公 報

(保健福祉部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
じん臓機能障害者通院交通費補助事業 じん臓機能障害者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	別記1による。	じん臓機能障害者が人工透析療法による医療の給付を受ける場合におけるその通院に要する経費	別記2による。	交付申請書に添付すべき関係書類 保福第121号様式 保福第122号様式 通院証明書 身体障害者手帳の写し	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 1部 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

別記1

通院交通費補助の対象となる方は、次の各号のいずれにも該当する方であること。

(1) 北海道の区域内に居住し、じん臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方

(2) じん臓の機能障害を更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療機関の給付を受けている方

(3) 前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、次の表に定める額を超えない方

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費相当分の給付を受けていない方

(5) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日）J北海道公告第4号）による鉄道

の旅客運賃割引を受けていない方

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0 人	3,549,000円
1人以上	3,549,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円を加算した額）

扶養義務者等所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0 人	6,287,000円
1 人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別記2

補助金額は、次の各号に定める方の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- 所得税非課税世帯に属する方
別に定める基準額により算出した1か月ごとの補助対象経費（以下「経費」という。）を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。
 - 5,000円以下の金額 0
 - 5,000円を超え2万円以下の金額 2分の1
 - 2万円を超える金額 10分の10
- 所得税課税世帯に属する方
経費を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- 1万円以下の金額 0
- 1万円を超え3万円以下の金額 2分の1
- 3万円を超え5万円以下の金額 3分の2（前年分の所得税額が4万2,000円以下の方については、3万円を超える金額につき10分の10とする。）
- 5万円を超える金額 10分の10

北海道告示第1519号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也
医療機関の名称 開設者 所在地 指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ 株式会社ツルハ 函館市堀川町6番22号 平成13.8.30
函館赤十字病院前店

北海道告示第1520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、由仁土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也
就任の別 就任年月日 理事・監事の別 氏名 住 宅 北海道知事 堀 達也 所
就任 平成13.8.19 理事 中村 健一 夕張郡由仁町川端77番地
同 同 同 同 同 中村 賢治 同 東三川481番地
同 同 同 同 同 境田 和美 同 本三川653番地
同 同 同 同 同 杉本 静男 同 熊本556番地
同 同 同 同 同 窪田 一郎 同 古山355番地
同 同 同 同 同 野鳥 芳光 同 光栄75番地
同 同 同 同 同 滝口 正男 同 東栄336番地
同 同 同 同 同 西村 明博 同 岩内803番地の1
同 同 同 同 同 小林 政雄 同 中三川154番地
同 同 同 同 同 大塚 晴久 同 西三川928番地
同 同 同 同 同 袴田 忍 同 山棟999番地
同 同 同 同 同 齊藤 寛志 同 川端259番地
同 同 同 同 同 退任 13.8.18 理事 同 同 東三川481番地

退任	平成13.8.18	理事	畑山 貞治	夕張郡由仁町中三川343番地
同	同	同	飯田 正昭	本三川352番地
同	同	同	大畠 敏弘	西三川983番地
同	同	同	柳田 利雄	熊本993番地
同	同	同	窪田 一郎	古山355番地
同	同	同	牧野 輝吉	光栄48番地
同	同	同	松村 豊治	古川78番地
同	同	同	森下 重夫	山楸832番地
同	同	同	西村 明博	岩内1803番地の1
同	同	監事	小林 政雄	中三川54番地
同	同	同	鈴木 實	古山29番地
同	同	同	中島 勉	古山681番地

北海道告示第1521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也

認可年月日 土地改良区名
平成13.8.29 幌加内土地改良区
同 留萌土地改良区

北海道告示第1522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成13年8月22日、剣淵土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1523号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年9月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業業の種類の縦覧場所
太美南部 一般農道整備（広域関連） 北海道石狩支庁

駒ヶ岳東部	土地改良総合整備【新生産調整推進型】（農業用排水、暗きよ）	北海道渡島支庁
双葉	かんがい排水【国営附帯】	北海道空知支庁
浜頓別中部	一般農道整備（集乳農道）	北海道宗谷支庁
芽武	農免農道整備	北海道十勝支庁
報徳	同	北海道釧路支庁

北海道告示第1524号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 河西郡芽室町坂の上10線12の3（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1525号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年9月7日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在 深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 水源のかん養
 た目的
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び深川市役所に備え
 置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1526号
 札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
 平成13年9月7日

- | | | | | | | |
|---|------|---------------------|-------|---|---|---|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（3級基準点） | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 | 作業期間 | 平成13年9月3日から10月22日まで | | | | |
| 3 | 作業地域 | 幌加内町 | | | | |

北海道告示第1527号
 赤平市長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。
 平成13年9月7日

- | | | | | | | |
|---|------|--------------------|-------|---|---|---|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（公共基準点移転測量） | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 | 作業期間 | 平成13年7月6日から8月20日まで | | | | |
| 3 | 作業地域 | 赤平市平岸 | | | | |

北海道告示第1528号
 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。
 平成13年9月7日

- | | | | | | | |
|---|---------|--|-------|---|---|---|
| 1 | 組合の名称 | 音更町すずらん台土地区画整理組合 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 | 事業所の所在地 | 帯広市東7条南8丁目2番地 | | | | |
| 3 | 事業施行期間 | 平成12年12月26日から平成23年3月31日まで | | | | |
| 4 | 施行地区 | 河東郡音更町鈴蘭公園の一部、同町南鈴蘭南3丁目の一部、同町南鈴蘭南4丁目の全部、同町南鈴蘭南5丁目の全部、同町南鈴蘭南6丁目の全部、同町南鈴蘭北6丁目の全部、同町中鈴蘭南5丁目の一 | | | | |

部、同町中鈴蘭南6丁目の一部、同町字下音更北4線西の一部、同町字下音更北5線西の一部
 平成12年12月18日
 事務所所在地の変更
 変更前
 帯広市東7条南8丁目2番地
 変更後
 河東郡音更町南鈴蘭南3丁目6番地
 平成13年8月30日

北海道告示第1529号
 都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。
 その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
 平成13年9月7日

- | | | | | | | |
|---|---------------|------------------------------------|-------|---|---|---|
| 1 | 都市計画事業の種類及び名称 | 八雲都市計画道路事業（3・4・7号本町大通及び3・4・4号富士見通） | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 | 施行者の名称 | 北海道 | | | | |
| 3 | 事務所の所在地及び名称 | 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所 | | | | |
| 4 | 事業地の所在収用の部分 | 北海道山越郡八雲町本町及び東雲町地内 | | | | |

北海道告示第1530号
 都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。
 その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
 平成13年9月7日

- | | | | | | | |
|---|---------------|-----------------------------|-------|---|---|---|
| 1 | 都市計画事業の種類及び名称 | 苫小牧圏都市計画道路事業（3・4・304号早来駅前通） | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 | 施行者の名称 | 北海道 | | | | |
| 3 | 事務所の所在地及び名称 | 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所 | | | | |

呼 び 掛 け

芦 別 市 木野田 真智子 国民健康保険事業功労 遺 軽 町 栗 原 政 一 同	賞 状 授 与 状
---	-----------

北海道渡島支庁告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成13年9月7日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 亀田郡七飯町字大川404番5 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 函館市末広町5番16号 神田千鶴子
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年7月25日 渡建指第13 - 6号

北海道胆振支庁告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成13年9月7日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 鶴川町米原597番地のうち ほか4筆 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区南大井6丁目26番1号 いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長 井田 義則
- 3 開発許可年月日及び番号 平成12年7月26日 胆建指第12 - 7号

北海道釧路支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成13年9月7日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 釧路郡釧路町木場2丁目3番1のうち 北海道釧路支庁長 北 勝 利

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市中央区本町橋5番20号 大和工商リーヌ株式会社 代表取締役 平山 修	賞 状 授 与 状
3 開発許可年月日及び番号 平成13年4月17日 釧建指第13 - 1号	

除排雪業務の事業概要調査を次のとおり実施する。
平成13年9月7日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

- 1 調査の目的 平成13年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目）構内等の除排雪業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。
- 2 調査の対象 北海道上川合同庁舎構内等除排雪業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成13年9月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
- (5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、入札に参加しようとする契約の種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) トラクターシヨベル（ホイール、バケット容量2.1m³以上）、トラクターシヨベル（ホイール、バケット容量0.8m³）及びダンプトラック（10t以上）（以下「除排雪機械」という。）を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。
- 3 調査対象者の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(5)に掲げる要件は、適用しない。
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 調査の方法
指名競争入札参加希望者は、5に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

5 提出書類

- (1) 除排雪業者事業概要調査書 (別記第1号様式)
- (2) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (3) 技術者名簿 (別記第3号様式)
- (4) 除排雪機保有状況調査書 (別記第4号様式)
(以上4点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。)
- (5) 法人の登記簿謄本
- (6) 定款の写し
- (7) 納税証明書 (道税に係るもの・写し可)
- (8) 3に規定する調査対象者の特例を適用するときは、当該要件を証明する書類
なお、2の(6)に掲げる除排雪機械のすべてをリーヌ等により用意する場合は、(4)の書類の提出は要しない。

6 提出書類の提出期限

平成13年9月20日 (木)
(郵送の場合は、平成13年9月20日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

7 提出書類の提出先

- (1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課管財係
- (2) 提出先の所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目
電話番号 0166-46-5111 内線 2225

8 その他

この調査は、入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合は、結果を通知しない。

別記第1号様式

除排雪業者事業概要調査書

北海道上川支庁長 様

住所 (主たる事業所の所在地)
氏名 (名称及び代表者氏名)

年 月 日



電話番号 (担当者氏名)

除排雪業者としての事業概要を関係書類を添えて提出します。
なお、記載事項及び添付書類のすべては、事実と相違ないことを誓約します。

事業概要		要
1 設立年月日	年月日	千円
2 資本金		千円
3 従業員数		人
4 担当となる支店及び営業所等の所在地、名称		人
5 除排雪関係技術者		千円
6 平成12年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (除雪事業関係に限る。)	北海道	千円
	他官庁 その他	千円
7 車両格納場所から 上川合同庁舎までの距離 (略図を添付してください。)	北海道	千円
	他官庁 その他	千円

添付書類

- 1 事業実績書 (別記第2号様式) 1通
- 2 技術者名簿 (別記第3号様式) 1通
- 3 除排雪機械保有状況調査書 (別記第4号様式) 1通
- 4 事業実績書に記載のある契約に係る契約書の写し (主な契約に係るもの1件分) 1通
- 5 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書 (提出時から3か月以内のもの・写し可) 1通
- 6 定款の写し 1通

第1295号

- 3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 函館どつく・東京鐵骨・横河特定建設工事共同企業体
 代表者 函館どつく株式会社
 (2) 住 所 東京都中央区八丁堀四丁目13番 4号
 4 落札金額
 3,801,000,000円
 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 6 一般競争入札の公告
 平成13年北海道札幌土木現業所告示第7号
 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道札幌土木現業所
 (2) 所在地 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

眞旭川土木現業所告示

北海道旭川土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成13年 9月 7日

北海道旭川土木現業所長 須 藤 靖 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 道道夕張新得線道路改良(赤岩トンネル)工事 一式
 2 落札を決定した日
 平成13年 8月23日
 3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 清水・荒井・熊谷特定建設工事共同企業体
 代表者 清水建設株式会社
 (2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目2番 3号
 4 落札金額
 8,452,500,000円
 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 6 一般競争入札の公告
 平成13年北海道旭川土木現業所告示第2号
 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道旭川土木現業所
 (2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目303番地

眞公安委員会告示

北海道公安委員会告示第72号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成13年10月における講習を次のとおり実施する。
平成13年 9月 7日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

- 1 実施期日、場所等
 (1) 実施期日、場所、定員等
 ア 講習の種類別
 イ 講習の実施期間
 ウ 実施の場所
 エ 定員
 オ 受講申込み受付期間
 警備員指導教育責任者講習
 平成13年10月22日(月)から同月26日(金)までの5日間
 札幌市北区北7条西1丁目2-6
 N S S ニューステージ札幌
 75人
 平成13年 9月21日(金)から同月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 午前8時30分から午後6時までとする。
 講習の最終日に講習修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- 2 講習修了検査の実施
 講習の最終日に講習修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- 3 講習の對象
 本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。
 ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
 ウ 検定期則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの
- 4 受講申込み要領
 (1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に備える講習受講申込書及び受講資格該当要件証明書各2通を作成の上、当該警察署に提出すること。
 (2) 受講申込み人員が受講定員(75人)を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

- 5 受講受付の日時及び場所 受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。
- 6 受講手数料等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。
- 7 携行物品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。
- 8 講習業務の委託 本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

北海道公安委員会告示第73号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行うため、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年9月7日
北海道公安委員会委員長 潮田 隆

公 報

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口
型式名	CRフレイヤーボールJ
製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	12032800
検定年月日	平成13年9月7日
検定番号	第12032800号
検定の有効期間	公示の日（平成13年9月7日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
遊技機の種類	回胴式遊技機

遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	アースワークス
製造業者名	株式会社タイドー
型式試験番号	14030900
検定年月日	平成13年9月7日
検定番号	第14030900号
検定の有効期間	公示の日（平成13年9月7日）から3年間

検定申請者の氏名
又は名称及び住所
群馬県桐生市境野町六丁目460番地
株式会社三共

代表者の氏名
代表取締役 毒島 秀行

製造又は検査を行う事業所の所在地
群馬県伊勢崎市三和町2732番地1

遊技機の種類
ぱちんこ遊技機

遊技機の区分
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

型式名
フレイヤーボールDX

製造業者名
株式会社三共

型式試験番号
10029700

検定年月日
平成13年9月7日

検定番号
第10029700号

検定の有効期間
公示の日（平成13年9月7日）から3年間

検定申請者の氏名
又は名称及び住所
群馬県桐生市境野町六丁目460番地
株式会社三共

代表者の氏名
代表取締役 毒島 秀行

製造又は検査を行う事業所の所在地
群馬県伊勢崎市三和町2732番地1

遊技機の種類
ぱちんこ遊技機

遊技機の区分
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

型式名
CRフレイヤーボールSSP

製造業者名
株式会社三共

型式試験番号
10031600

検定年月日
平成13年9月7日

検定番号
第10031600号

検定の有効期間
公示の日（平成13年9月7日）から3年間

検定申請者の氏名
又は名称及び住所
東京都台東区東上野二丁目11番7号
株式会社オリソビテ

概要	製造業者名	高砂電器産業株式会社
	型式試験番号	14030100
検定年月日	平成13年9月7日	
検定番号	第14030100号	
検定の有効期間	公示の日(平成13年9月7日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1	
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式の概要	型式名	レインボーフラッシュ-30
	製造業者名	高砂電器産業株式会社
型式試験番号	14030200	
検定年月日	平成13年9月7日	
検定番号	第14030200号	
検定の有効期間	公示の日(平成13年9月7日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾	
代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島敏博	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区蕪元町一丁目35番地	
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式の概要	型式名	CRピラミットL2
	製造業者名	株式会社高尾
型式試験番号	10033000	
検定年月日	平成13年9月7日	
検定番号	第10033000号	
検定の有効期間	公示の日(平成13年9月7日)から3年間	

平成十三年九月七日

金曜日

三〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課